

別表第2（第3条—第10条関係）

（平25条例18・平27条例13・平28条例6・平29条例17・一部改正）

1 小峰・留原地区地区整備計画区域

| ア | イ | ウ | | エ | オ | カ | | キ |
|---------|---|---------|------|--------------|---------------|---------------------------------|-----------|---|
| 計画地区の区分 | 建築物の用途の制限 | 建築物の容積率 | | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 | | 垣又は柵の構造の制限 |
| | | 最高限度 | 最低限度 | | | 外壁等の面からの距離 | 適用除外の建築物等 | |
| 住宅地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定するもの 4 診療所 5 前各号の建築物に附属するもの | — | — | — | 120平方メートル | 敷地境界線（道路境界線及び隣地境界線）までの距離0.5メートル | 附属建築物 | 1 生垣 2 フェンス 3 コンクリートブロック、石積等で高さ1メートル以下のもの |
| 工業地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 精密機器・機械器具の製造、自動車板金・修理、鉄工、製材、建設業その他これらに類する工場 2 倉庫 3 前2号の建築物に附属するもの | 10分の1.5 | — | 10分の5 | 500平方メートル | 敷地境界線（道路境界線及び隣地境界線）までの距離2メートル | — | 1 生垣 2 フェンス |

2 秋川駅北口地区地区整備計画区域

| ア | イ | ウ | エ | オ | カ | キ |
|----|-----------|---------|-----|-----|----------|------|
| 計画 | 建築物の用途の制限 | 建築物の容積率 | 建築物 | 建築物 | 壁面の位置の制限 | 垣又は柵 |

| 地区 の区 分 | | 積率 | | の建蔽 率の最 高限度 | の敷地 面積の 最低限 度 | 外壁等の 面からの 距離 | 適用除外の建築物 等 | の構造の 制限 |
|----------------|--|----------|----------------|-------------------|------------------------|---|--|------------|
| | | 最高 限度 | 最低 限度 | | | | | |
| 商業 専用 地区 | 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 法別表第2（い）項 第1号から第3号まで に掲げる建築物 2 老人ホームその他こ れに類するもの 3 法別表第2（に）項 第2号、第5号及び第 6号に掲げる建築物 4 法別表第2（へ）項 第4号、第5号及び （と）項第4号に掲げ る建築物 5 風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に関 する法律（昭和23年 法律第122号）第2 条第6項第4号に規定 する店舗型性風俗特殊 営業に供する建築物 | — | 10 分の 10 | — | 500 平方メ ートル | 当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル | 道路の路面の中心 から高さ2.5メー トルを超える範囲 にある建築物の部 分 | — |
| 駅前 地区 | 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 1階又は地下1階の うち、その床面の高さ が当該敷地が接する道 路の路面の中心の高さ に最も近い階の部分 を、住宅、共同住宅、 寄宿舎、下宿又は老人 ホームその他これに類 するものの用に供する 建築物 2 住宅、共同住宅、寄 | — | 10 分の 10 | — | 100 平方メ ートル | 当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル | 道路の路面の中心 から高さ2.5メー トルを超える範囲 にある建築物の部 分 | — |

| | | | | | | | | |
|---------|--|---|---|---|---------------|---|---|------|
| | <p> 3 法別表第2（に）項第2号、第5号及び第6号に掲げる建築物 4 法別表第2（へ）項第4号、第5号及び（と）項第4号に掲げる建築物 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する建築物 </p> | | | | | | | |
| 沿道市街地地区 | <p> 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 計画図に定める道路に接する敷地における建築物で、計画図に定める道路に面する1階又は地下1階のうち、その床面の高さが計画図に定める道路の路面の中心の高さに最も近い階の部分を、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は老人ホームその他これに類するものの用に供する建築物 2 法別表第2（に）項第5号及び第6号に掲げる建築物 </p> | — | — | — | 110 平方メートル | — | — | — |
| 低中 | — | — | — | — | 120 | — | — | 1 生垣 |

| | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|-----------|---|---|--|
| 層住宅地区 | | | | | 平方メートル | | | 2 透視可能で開放的なフェンス等（住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿においては、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの） |
| 低層住宅地区 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 法別表第2（い）項第2号に掲げる建築物 | — | — | — | 120平方メートル | — | — | 1 生垣 2 透視可能で開放的なフェンス等（住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿においては、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの） |

もの)

3 森山下地区地区整備計画区域

| ア 計画 地区 の区 分 | イ 建築物の用途の制限 | ウ 建築物の容 積率 | | エ 建築物 の建蔽 率の最 高限度 | オ 建築物 の敷地 面積の 最低限 度 | カ 壁面の位置の制限 | | キ 垣又は柵 の構造の 制限 |
|--------------------------|---|------------------|----------|-------------------------------|------------------------------------|---|---|---|
| | | 最高 限度 | 最低 限度 | 外壁等の 面からの 距離 | 適用除外の建築物 等 | | | |
| 住宅 地区 (A) | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。） 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に規定するもの 4 共同住宅、寄宿舎又は下宿 5 都市計画道路秋3・3・4号線に接する敷地における建築物で次に掲げるもの ① 保育園、託児所又は幼稚園 ② 巡査派出所、公衆電話所又は郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設 ③ 2階以下の部分が事務所、銀行、飲食店、物品販売業又は | — | — | — | 130 平方メ ートル | 当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル、隣 地境界線 までの距 離0.5メ ートル | 外壁の後退距離の 限度に満たない距 離にある建築物の 部分が次の各号の いずれかに該当す るもの 1 外壁又はこれ に代わる柱の中 心線の長さの合 計が3メートル 以下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高さ が2.3メートル 以下で、かつ、床 面積の合計が5 平方メートル以 内であるもの 3 自動車車庫で 軒の高さが2.3 メートル以下で あるもの | 1 生垣 2 透視 可能な フェン ス等で、 敷地地 盤面か らの高 さが1. 2メー トル以 下のも の |

| | | | | | | | | |
|-----------------|--|---|---|---|-------------------|---|---|---|
| | マーケットの用に供 するもので、これら の用途に供する部分 の床面積の合計が 1,500平方メー トルを超えないもの 6 前各号の建築物に附 属するもの | | | | | | | |
| 住宅 地区 (B) | 次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 住宅 2 住宅で診療所の用途 を兼ねるもの（入院施 設のあるものを除く。） 3 共同住宅、寄宿舎又 は下宿 4 前3号の建築物に附 属するもの | — | — | — | 130 平方メ ートル | 当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル、隣 地境界線 までの距 離0.5メ ートル | 外壁の後退距離の 限度に満たない距 離にある建築物の 部分が次の各号の いずれかに該当す るもの 1 外壁又はこれ に代わる柱の中 心線の長さの合 計が3メートル 以下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高さ が2.3メートル 以下で、かつ、床 面積の合計が5 平方メートル以 内であるもの 3 自動車車庫で 軒の高さが2.3 メートル以下で あるもの | 1 生垣 2 透視 可能な フェン ス等で、 敷地地 盤面か らの高 さが1. 2メー トル以 下のも の |

4 雨間地区地区整備計画区域

| ア | イ | ウ | | エ | オ | カ | | キ |
|---------------------|-----------|-------------|----------|--------------------------|-------------------------------|--------------------|---------------|--------------------|
| 計画 地区 の区 分 | 建築物の用途の制限 | 建築物の容 積率 | | 建築物 の建蔽 率の最 高限度 | 建築物 の敷地 面積の 最低限 度 | 壁面の位置の制限 | | 垣又は柵 の構造の 制限 |
| | | 最高 限度 | 最低 限度 | | | 外壁等の 面からの 距離 | 適用除外の建築物 等 | |

| | | | | | | | | |
|---------------------|---|---|----------------|---|-------------------|---|---|---|
| 沿道 市街 地地 区 | 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 長屋及び共同住宅で 各住戸の専用面積が2 9平方メートル未満の もの 2 倉庫（その他の建築 物に附属するものを除 く。） | — | — | — | 110 平方メ ートル | 当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル | 1 道路の路面の 中心から高さ2. 5メートルを超 える範囲にある 建築物の部分 2 外壁の後退距 離の限度に満た ない距離にある 建築物の部分が 次の各号のいず れかに該当する もの ① 外壁又はこ れに代わる柱 の中心線の長 さの合計が3 メートル以下 であるもの ② 物置その他 これに類する 用途に供し、軒 の高さが2.3 メートル以下 で、かつ、床面 積の合計が5 平方メートル 以内であるも の ③ 自動車車庫 で軒の高さが 2.3メートル 以下であるも の | 1 生垣 2 透視 可能な フェン ス等で、 敷地地 盤面か らの高 さが1. 2メー トル以 下のも の |
| 共同 住宅 地区 | 次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 共同住宅で各住戸の 専用面積が29平方メ | — | 10 分の 10 | — | 200 平方メ ートル | 当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ | 外壁の後退距離の 限度に満たない距 離にある建築物の 部分が次の各号の いずれかに該当す | 1 生垣 2 透視 可能な フェン ス等で、 |

| | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|------------------|--|---|--|
| | <p>メートル以上のもの</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの</p> | | | | | <p>メートル、隣地境界線までの距離0.5メートル</p> | <p>るもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> | <p>敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの</p> |
| <p>低層住宅地区</p> | <p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 長屋で住戸の数が3以上のもの</p> <p>2 共同住宅で住戸の数が5以上のもの</p> | — | — | — | <p>120平方メートル</p> | <p>当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.5メートル</p> | <p>外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で</p> | <p>1 生垣</p> <p>2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの</p> |

| | | | | | | | | |
|----------|---|---|---|---|-----------|---|---|---|
| | | | | | | | 軒の高さが2.3メートル以下であるもの | |
| 低層住宅専用地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 共同住宅で住戸の数が5未満のもの 3 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。） 4 前3号の建築物に附属するもの | — | — | — | 120平方メートル | 当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.5メートル | 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの | 1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの |

5 武蔵五日市駅前地区地区整備計画区域

| ア | イ | ウ | | エ | オ | カ | | キ |
|---------|--|----------------------|---|--------------|---------------|------------------------|------------------------------------|------------|
| 計画地区の区分 | 建築物の用途の制限 | 建築物の容積率 最高限度 最低限度 | | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 外壁等の面からの距離 | 適用除外の建築物等 | 垣又は柵の構造の制限 |
| 駅前地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 公会堂 2 法第48条の許可を | — | — | — | 500平方メートル | 当該敷地が接する道路（秋3・3・3号線、秋 | 道路の路面の中心から高さ2.5メートルを超える範囲にある建築物の部分 | — |

| | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|-----------|----------------------------------|---|---|
| | 受けたもの 3 店舗又は事務所 4 店舗併用住宅又は共同住宅 5 診療所又は巡査派出所 | | | | | 3・5・2号線及び駅前広場に限る。)の境界線までの距離2メートル | | |
| 駅施設地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 店舗又は事務所 2 倉庫 3 鉄道施設 4 自動車車庫 | — | — | — | 150平方メートル | — | — | — |
| 駅東地区 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 自動車教習所 2 畜舎 | — | — | — | 130平方メートル | — | — | — |
| 駅北口地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 店舗又は事務所 2 共同住宅 3 公民館又は集会所 4 高齢者福祉施設その他これに類するもの | — | — | — | 300平方メートル | — | — | — |

6 二宮地区地区整備計画区域

| ア | イ | ウ | | エ | オ | カ | | キ |
|---------|-----------|---------|------|--------------|---------------|-------------------|-----------|--------------------|
| 計画地区の区分 | 建築物の用途の制限 | 建築物の容積率 | | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 | | 垣又は柵の構造の制限 |
| | | 最高限度 | 最低限度 | | | 外壁等の面からの距離 | 適用除外の建築物等 | |
| 南通り地区 | — | — | — | — | 120平方メートル | 当該敷地が接する道路(住区道路1及 | — | 1 生垣 2 透視可能なフェン |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|-----------------------------|--|-----------------------------|
| | | | | | び住区道路2に限る。)の境界線までの距離1.5メートル | | ス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの |
|--|--|--|--|--|-----------------------------|--|-----------------------------|

7 原小宮地区地区整備計画区域

| ア | イ | ウ | | エ | オ | カ | | キ |
|---------|--|---------|------|--------------|---------------|---|--|---|
| 計画地区の区分 | 建築物の用途の制限 | 建築物の容積率 | | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 | | 垣又は柵の構造の制限 |
| | | 最高限度 | 最低限度 | | | 外壁等の面からの距離 | 適用除外の建築物等 | |
| 低層住宅地区 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 長屋で住戸の数が3以上のもの 2 共同住宅で住戸の数が5以上のもの 3 寄宿舎又は下宿 4 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの | — | — | — | 120平方メートル | 当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.6メートル | 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下で | 1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの |

| | | | | | | | あるもの | |
|----------|---|---|---|---|-------------------|---|--|---|
| 住宅 地区 | 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 長屋で住戸の数が3 以上のもの 2 共同住宅で住戸の数 が5以上のもの 3 寄宿舍又は下宿 | — | — | — | 120 平方メ ートル | 当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル、隣 地境界線 までの距 離0.6メ ートル | 外壁の後退距離の 限度に満たない距 離にある建築物又 は建築物の部分が 次の各号のいずれ かに該当するもの 1 外壁又はこれ に代わる柱の中 心線の長さの合 計が3メートル 以下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高さ が2.3メートル 以下で、かつ、床 面積の合計が5 平方メートル以 内であるもの 3 自動車車庫で 軒の高さが2.3 メートル以下で あるもの | 1 生垣 2 透視 可能な フェン ス等で、 敷地地 盤面か らの高 さが1. 2メー トル以 下のも の |
| 沿道 地区 | 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 長屋及び共同住宅で 各住戸の専有面積が2 9平方メートル未満の もの 2 寄宿舍又は下宿 | — | — | — | 110 平方メ ートル | 当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル | 外壁の後退距離の 限度に満たない距 離にある建築物又 は建築物の部分が 次の各号のいずれ かに該当するもの 1 外壁又はこれ に代わる柱の中 心線の長さの合 計が3メートル 以下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高さ | — |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------------------|--|
| | | | | | | | が2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの | |
| | | | | | | | 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの | |

8 南小宮地区地区整備計画区域

| ア | イ | ウ | | エ | オ | カ | | キ |
|---------|---|---------|------|--------------|---------------|------------|-----------|------------|
| 計画地区の区分 | 建築物の用途の制限 | 建築物の容積率 | | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 | | 垣又は柵の構造の制限 |
| | | 最高限度 | 最低限度 | | | 外壁等の面からの距離 | 適用除外の建築物等 | |
| 住宅地区A | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 住宅地区B | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 公営住宅 2 前号の建築物に附属するもの | — | — | — | — | — | — | — |
| 福祉施設地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 学童保育に供する施設 2 建築基準法施行令第130条の4第2号に掲げる建築物 3 前2号の建築物に附属するもの | — | — | — | — | — | — | — |
| 教育施設地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 | — | — | — | — | — | — | — |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 1 小学校及び中学校 2 児童厚生施設 3 学童保育に供する施設 4 前3号の建築物に附属するもの | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

9 武蔵引田駅周辺地区地区整備計画区域

| ア | イ | ウ | | エ | オ | カ | | キ |
|---------|---|---------|------|--------------|---------------|------------|-----------|------------|
| 計画地区の区分 | 建築物の用途の制限 | 建築物の容積率 | | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 | | 垣又は柵の構造の制限 |
| | | 最高限度 | 最低限度 | | | 外壁等の面からの距離 | 適用除外の建築物等 | |
| 医療福祉地区 | — | — | — | — | 120平方メートル | — | — | — |
| 産業地区A | 次に掲げる用途に供する建築物以外を建築し、又は建築物以外へ用途変更してはならない。 1 事務所 2 研究所 3 工場 4 市長が公益上必要と認めるもの | — | — | — | 1,000平方メートル | — | — | — |

10 初雁地区地区整備計画区域

| ア | イ | ウ | | エ | オ | カ | | キ | ク |
|---------|------------------------------------|---------|------|--------------|---------------|----------------------|-----------|----------------------|--------------|
| 計画地区の区分 | 建築物の用途の制限 | 建築物の容積率 | | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 | | 垣又は柵の構造の制限 | 建築物等の高さの最高限度 |
| | | 最高限度 | 最低限度 | | | 外壁等の面からの距離 | 適用除外の建築物等 | | |
| 流通・業務 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 倉庫 | — | — | — | 7,000平方メートル | 当該敷地が接する道路（1号壁面線の部分に | — | 1 生垣 2 透視可能なフェンス等 | 25メートル |

| | | | | | | | | | |
|----------------|--|---|---|---|-------------|--------------------|---|--|--------|
| 地区 | <p>2 事務所</p> <p>3 工場</p> <p>4 前3号の建築物に附属するもの</p> <p>5 市長が公益上必要と認めるもの</p> | | | | | 限る。)の境界線までの距離9メートル | | (敷地地盤面からの高さが0.5メートル以下の基礎を含む。)で、敷地地盤面からの高さが2メートル以下のもの | |
| IC 関連 地区 | <p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 高速道路等の道路に関連する施設</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの</p> | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 神社 地区 | <p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 神社</p> <p>2 集会所</p> <p>3 前2号の建築物に附属するもの</p> | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 沿道 地区 | <p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 倉庫</p> <p>2 事務所</p> <p>3 工場</p> <p>4 店舗、展示場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が</p> | — | — | — | 1,000平方メートル | — | — | — | 25メートル |

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|--------------|---|---|---|--------|
| | <p>3, 000平方メートル以内のもの</p> <p>5 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>6 市長が公益上必要と認めるもの</p> | | | | | | | | |
| 産業地区 | <p>次に掲げる建築物又はその建築物に附属するもので当該地区整備計画区域の土地利用に支障がないと市長が認めるもの以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 倉庫</p> <p>2 事務所</p> <p>3 工場</p> <p>4 店舗</p> <p>5 公益上必要なもの</p> | — | — | — | 1, 000平方メートル | — | — | — | 25メートル |